

不法投棄は 犯罪です！

「不法投棄をしない！ させない！ゆるさない！」

11月は不法投棄撲滅強化月間

町では、ごみの不法投棄を無くすために、パトロールやごみの撤去を行っています。山間部などでは、電化製品などの不法投棄が後を絶ちません。

不法投棄されたごみは、土地の所有者が処理することになり、被害を受けた方にとって大変な負担となります。

「ポイ捨て」も不法投棄！
軽い気持ちから空き缶やたばこの吸い殻を投げ捨てたりする行為も立派な不法投棄です。

「美しいまちづくり条例」でもポイ捨てを禁止しています。（違反した場合は罰金が課せられる場合があります。）

豊かな自然に恵まれた大磯の環境を守るため、私たち一人ひとりが普段からポイ捨てをしないように心がけましょう。

不法投棄の無い明るい町を目指して

きれいな環境づくりには、皆さんの協力が必要です。

「美しいまちづくり条例」により、土地の所有者は不法投棄がされないように、土地の適正な管理に努めなければなりません。

空き地や山林の所有者の皆さんには、不法投棄されにくい環境づくりのために、柵の設置や看板の掲示等にご協力をお願いします。



家庭から出たと思われる不法投棄物

環境課（美化センター内）

☎（72）4438

飼い主のいない猫の 不妊去勢手術費助成制度

町では、人と猫が共生できるまちづくりを目指し、飼い主のいない猫のふん尿等による生活被害を防止し、また不必要な繁殖による猫の増加を抑えるために、飼い主のいない猫の不妊去勢手術費の助成を行っています。

助成対象者

町内に住所を有し、町内に生息する「飼い主のいない猫」の不妊去勢手術を実施する方

助成額

・不妊手術（メス）一匹3千円
・去勢手術（オス）一匹2千円
※助成額を超えた手術費用はご負担をお願いします。

器具の貸出し

不妊去勢手術を行うにあたり、ご自身で捕獲が難しい場合は、捕獲器の貸出しを行っています。

※猫も法律で守られています！

「動物の愛護および管理に関する法律」により、みだりに殺したり傷つけると2年以下の懲役又は200万円以下の罰金。捨てたり、餌をやらさず衰弱させ虐待したら100万円以下の罰金に科せられます。

問・申

環境課（美化センター内）

☎（72）4438

こんにちは 保健師です
がん検診の申込みが増えています！

このところ、芸能人が「がん」闘病の末亡くなったたり、闘病を告白し、「がん検診」の大切さを訴えるなど、大きなニュースとなりました。この影響からか、町のがん検診の申込みがこれまでに無い勢いで入っています。

がんはどんな人がなるのか

2人にひとりが「がん」になり、3人に1人が「がん」で命を落としています。誰もが罹る可能性があるのが「がん」という病気です。

40歳以上は「がん年齢」

「がん細胞」は、どんな人の体でも毎日生まれています。体内の免疫細胞が、毎日がん細胞を消し去っています。ある日を境に「がん細胞」を消しきれずに残り、「がん」が増え始めます。

40歳代は、「がん」を消し去る免疫細胞の力が弱まり始める頃で、「がん」に罹りやすい年齢となります。20〜30歳代に罹患のピークのある子宮頸がん検診は、20歳からですが、その他のがん検診は、40歳から積極的に受けていただきたいのです。

症状がないから検診しれない

1個の「がん細胞」が数十年かけて1cmくらいに成長すると言われていきます。その間の自覚症状は全くありません。症状

が出た時には「がん」は進行していることが多く、治療の選択肢が少なくなったり、治療の効果が出なかつたりすることもあります。早期発見ができれば早期治療につながり、治る確率も高くなります。

罹る人が多い「がん」、治療法が確立した「がん検診」を実施

町では、胃・肺・大腸・乳・子宮頸がんの五つのがん検診と、前立腺がん検診、胃がんリスク（ピロリ菌など胃がんになりやすいかを判定）検診を実施しています。「がん」の種類はいろいろありますが、町では、多くの人が罹るがんで、負担の少ない検査、治療方法が確立しているがん検診を行っています。

がん検診で他の病気の治療につながることも

「がん検診では、「がん」に移行する手前の状態といわれる大腸ポリープや萎縮性胃炎などが見つかり、治療できることが多くあります。また、肺がん検診がきっかけで、心筋梗塞の発作を起こす手前で治療ができたという方も実際にあります。

自覚症状がないうちの早期発見、早期治療が大切です。

「あなたとあなたの大切な人のためにがん検診を受けてください。」

スポーツ健康課 小川

☎内線308